

意匠法の問題圏 第7回

—— 保護対象 V 部分意匠①

京橋知財事務所 弁理士

(一社) 日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 梅澤 修

V. 部分意匠

1. 部分意匠とは何か

1) はじめに

①部分意匠の定義と解釈

部分意匠は「物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」（以下、「物品の部分の形態」という。）と定義される（意2条1項）*¹。平成10年の改正は、「物品の部分に係る意匠」（物品の部分の意匠）も保護対象となるように改正したと説明されている*²。裁判例においても、この「部分意匠」の定義が確認されている*³。したがって、「物品の形態」と定義される全体意匠（物品に係る意匠、物品全体の意匠）と同等に、「物品の部分の形態」と定義される部分意匠も現実的に存在する一つの「意匠」と解される。違いは、「物品」全体の形態か、「物品の部分」の形態かでしかなく、全体意匠と同様に、部分意匠の「現実的な存在」（以下「実存」ともいう。）に疑問の余地はないようである。

しかし、『意匠審査基準』では、部分意匠が全体意匠と同等のものとは扱われていない場面がいくつかある。その解釈の基にある考え方は、部分意匠と全体意匠とは、「意匠登録を受けようとする方法・対象が異なる出願」であって、同じ「意匠」についての異なる「出願形式」であり、部分意匠自体は「実存しない」という解釈と思われる*⁴。

②実存説と出願形式説

この解釈の相違は、従来からの議論の文脈では、部分意匠の類否判断における「位置、大きさ、範囲」の評価に関する、「独立タイプ」（消極説）と「要部タイプ」（積極説）の相違として議論されてきた*⁵。

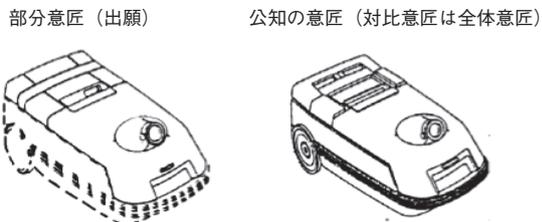
だが、その議論の根底にあるのは、対比意匠の認定、及び、部分意匠の解釈の相違と思われる。すなわち、部分意匠の類否判断において、出願意匠（登録意匠）と対比する引用意匠（被告意匠）を何と捉えるかの相違である。「独立タイプ」（消極説）は、出願部分意匠（登録部分意匠）を実存するものと捉え、対比する引用意匠（被告意匠）も「部分意匠」と認定する。これに対して、「要部タイプ」（積極説）は、出願部分意匠（登録部分意匠）を物品全体の意匠についての「出願形式」と捉え、対比する引用意匠（被告意匠）も「物品全体の意匠」と認定するのである。この部分意匠の解釈の相違は、部分意匠についての「実存説」と「出願形式説」の相違といえよう。

【図1】に示すように「電気掃除機本体」の部分意匠の場合、「出願形式説」によれば、出願された部分意匠と対比される「公知の意匠」は、電気掃除機本体の「全体意匠」である。電気掃除機本体の「部分意匠」の類否判断は、公知の電気掃除機本体の「全体意匠」と類似するか否かについて判断される。なぜならば、部分意匠の意匠登録出願においては、出願の「方法・対象」が異なるが、その出願の意匠は「物品全体の意匠」と解される。したがって、「部分意匠」は、「公知の物品全体の意匠」と類似すると判断されることになる。

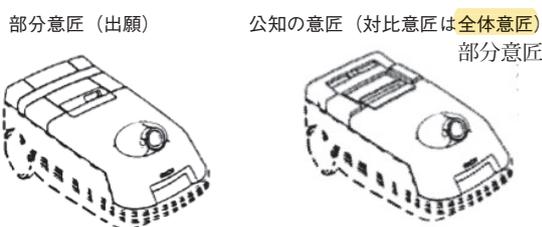
これに対して、「実存説」によれば、出願された電気掃除機本体の「上面部分の部分意匠」について対比されるべき「公知の意匠」は、電気掃除機本体の「上面部分の部分意匠」である。電気掃除機本体の「部分意匠」は、公知の電気掃除機本体の「部分意匠」と類似する。部分意匠は、公知の電気掃除機本体においても認識される対象であり、「実存」す

●図1 電気掃除機本体（『意匠審査基準』（71.4.2.2.2）94頁参照）

〈出願形式説〉



〈実存説〉



るものと解される。

したがって、侵害訴訟における被告意匠についても捉え方が違ってくる。「出願形式説」では、登録部分意匠と対比される被告意匠は電気掃除機本体（被告製品）の「全体意匠」と解される。これに対し、「実存説」では、被告意匠は電気掃除機本体（被告製品）の「上面部分の部分意匠」（被告製品の一部に包含された部分意匠）と解される*6。

先に結論を言えば、部分意匠は「実存説」で解釈されるべきである。（なお、学説も多くが、公知意匠としての部分意匠の実存を肯定している*7。裁判例も同様に実存を肯定するものが多い*8。）その根拠は、①意匠の定義を素直に解するならば、「物品の部分の形態」（部分意匠）は、「物品の形態」（全体意匠）と同等に実存すると解されるからである。②また、意匠の創作実態としても、「物品の部分の形態」において意匠創作が完結し、「物品の部分の形態」というまとまりによって美感を起こさせる実態が認められるからである。③部分意匠の実存を肯定することで、対比する意匠の認定が明確になり、意匠の類否判断が分かりやすいものとなる。特に、引用意匠が公知の全体意匠に包含される部分意匠として、また、被告意匠が被告製品全体意匠に包含さ

れる部分意匠として認定され、類否判断の構造が明確になると思われる。

以下、部分意匠における「位置、大きさ、範囲」の意義や、「物品」の意義についても考慮しつつ、やや詳細に検討する。

*1 「物品」概念を変更するものではないとの解釈が通説と思われる。詳しくは、拙稿「造形デザイン」の知財判決紹介（9）「サンダル」事件—部分意匠の類否判断における対比意匠（被告意匠）の認定—（特許ニュースNo.13605 H25.11.22参照）。

*2 特許庁編『工業所有権法逐条解説（19版）』1069頁。

*3 知財高判平成19.1.31「プーリー」（平成18（行ケ）10317）では、「物品の部分」の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下「形状等」ということがある。）であって、視覚を通じて美感を起こさせるものも、「意匠」（意匠法2条1項）であり、部分意匠として、意匠登録を受けることができる。」と説示されている。なお、裁判例では、「物品の部分に係る意匠」とはいわずに、「物品の部分の意匠」とする場合がほとんどである。例えば、知財高判平成25.6.27「遊技機用表示灯」（平成24（行ケ）10449）。

*4 特許庁『意匠審査基準』（61.1.1）73頁および、『平成10年改正意匠法意匠審査の運用基準』（6.3）66頁参照。なお、これらは、部分意匠の「出願」について全体意匠の「出願」と「方法・対象が異なる」と説明しているだけであるが、以下で検討するように、全体意匠と部分意匠は、「同じ意匠について異なる出願形式」と捉えることで『意匠審査基準』等の審査運用の全体が整理できると思われる。

*5 佐藤恵太「部分意匠の権利範囲に関する覚書」『知的財産と現代社会（牧野利秋判事退官記念）』（信山社1999年）689頁以下参照。竹田稔『知的財産権侵害要論（特許・意匠・商標篇第5版）』（発明協会2007年）643頁参照。

*6 茶園氏は、「登録部分の意匠の侵害が争われる場合に対比対象となるのは、被告が製造、販売等を行う物品（「イ号物品」）の全体意匠における部分意匠に相当する部分である。これは、部分意匠制度が物品の特微的な部分の創作を効果的に保護することを目的としたものであることによるのであるが、対比対象もまた（部分）意匠である。同制度は、部分意匠として物品の部分に係る意匠の成立を認めるものであり、意匠登録を受ける対象としての部分意匠のみならず、イ号物件に関しても、全体意匠とともに全体意匠の部分の意匠が存在することになるからである。」と指摘している（茶園成樹「意匠の利用について」）知的財産法研究2003-12-No.129、6頁）。同様に、「部分意匠と被告製品の部分意匠に対応する部分（以下、「対応部分」という）の意匠とを対比して類否判断を行う。」との指摘もある（寒河江・峯・金井編著『意匠法コンメンタール（第2版）』（レクスネクシス・ジャパン2006年、以下『コンメンタール（2版）』）〔高橋淳〕405頁）。

*7 例えば、加藤氏は、部分意匠の定義は、「公知意匠にも通用するものである」と指摘する（加藤恒久『部分意匠論』（尚学社2002年）188頁）。吉原氏は、「部分意匠が公知である

場合に、その部分意匠を含む全体意匠を出願したときは、登録の対象となり得る。」と指摘する（吉原省三「部分意匠の問題点」『知的財産と現代社会（牧野利秋判事退官記念）』（信山社1999年）114頁）。同旨として、「公知の意匠については、その物品のあらゆる部分（一定の独立的創作単位であることは必要。）の形態も意匠たり得る」との指摘がある（満田・松尾編『注解意匠法』（青林書院 2010年〔森本敬司〕154頁）。また、意匠法3条の2について、「類否判断に際しては、先願意匠に後願意匠に対応する部分の意匠を抽出し、その部分の意匠と後願意匠とを対比することとなる。」との指摘もある（『コンメンタール〔2版〕』（峯唯夫）200頁）。

* 8 詳しくは、後に検討するが、さしあたり、拙稿「サンダル事件」（特許ニュースNo.13605）参照。

2) 『意匠審査基準』における部分意匠の解釈

①出願の方法および対象の相違

『意匠審査基準』では、「意匠法第9条第1項又は第2項の規定は、全体意匠の意匠登録出願同士又は部分意匠の意匠登録出願同士、すなわち、意匠登録を受けようとする方法及び対象が同じ意匠登録出願同士においてその適用について判断する。」（(61.1.1)73頁）と規定されており、全体意匠の出願と部分意匠の出願の間では、先後願関係を問題とせず、したがって、意匠法9条の例外規定である意匠法10条（関連意匠）についても全体意匠と部分意匠の間には適用されない。この運用の根拠は、部分意匠の出願は、全体意匠の出願とは「意匠登録を受けようとする方法及び対象が同じ」ではないからである。『意匠審査基準』の基になった『平成10年改正意匠法意匠審査の運用基準』では、より明確に、「部分意匠の意匠登録出願と全体意匠の意匠登録出願は願書中の意匠に係る物品が同一である場合であっても、意匠登録を受けようとする方法・対象が異なる出願である。」（(6.3)66頁）と規定する。

以上のように、『意匠審査基準』の解釈では、「意匠登録を受けようとする方法及び対象」が異なるということで、部分意匠の出願と全体意匠の出願の間では意匠法9条および10条の適用をしないこととしている*9。『意匠審査基準』は、部分意匠の「出願」について「方法・対象が異なる」と説明しているだけであるが、このような運用の基にある部分意匠の解釈とは、全体意匠と部分意匠は、「同じ意匠につ

いて異なる出願形式」であるとの捉え方といえよう。

②部分意匠と対比される「公知の意匠」

『意匠審査基準』では、「公知の意匠と部分意匠との類否判断」について、「例えば、カメラの意匠の創作において当該グリップ部分が部分意匠として意匠登録出願された場合、権利の客体となる意匠に係る物品は、当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、新規性の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品に係る意匠となる。」（(71.4.2.2.1)92頁）と規定されている。

この規定を文言通りに読むと、本願部分意匠と対比される引用意匠は、「カメラに係る意匠」（全体意匠）であり、「カメラの部分に係る意匠」（部分意匠）ではないと解される。この点については、次のような解説もある、すなわち、「意匠法3条、3条の2のように公知意匠・開示意匠との間での判断を行うものは、部分意匠同士のみならず、部分意匠と全体意匠に係る公知意匠や全体意匠の出願との間でも類否等の判断が行われる。例えば、意匠審査基準に挙げられている図の例のように、「電気掃除機本体」の意匠が公知意匠である場合に、その一部と同一・類似の部分意匠の意匠登録出願を行った場合、その出願の意匠は、公知意匠に類似することを理由に拒絶される」と解説されている*10。この解説によれば、「公知意匠の一部と類似の部分意匠」は「公知意匠」（全体意匠）に類似することになる。

以上のように対比対象となる引用意匠は、部分意匠ではなく全体意匠と解されている。そうすると、出願部分意匠が公知の全体意匠と類似することになるが、前記の意匠法9条および10条については適用しないとする運用解釈と矛盾するようにも思われる。

これを統合的に理解するとすれば、部分意匠の出願は、全体意匠の出願と「方法・対象が異なる」ものであるが、部分意匠は、全体意匠と同じ「物品の意匠」であると解す必要があるだろう。部分意匠の出願では、実線と破線等で描き分けて、意匠登録を受けようとする部分を特定する。また、部分意匠の類否

判断では「部分の形態」を対比対象とし、その他の形態については「位置、大きさ、範囲」を特定する限りで考慮するとされている。しかし、公知意匠と対比される出願意匠は「物品の意匠」であり、それは、「物品全体の意匠」を意味すると、解される。部分意匠とは、「物品全体の意匠」について、物品の部分について意匠登録を受けようとする出願形式であり、部分意匠の出願は全体意匠の出願と「方法・対象が異なる」ものであるが、出願意匠は「物品全体の意匠」であると解される。

なお、部分意匠の意匠権について、「権利の客体となる意匠に係る物品は、当該グリップ部分を含む「カメラ」である」と解している点も注目される。明記されていないが、侵害事件において登録意匠と類似すると判断される被告意匠についても、被告製品の意匠(全体意匠)を想定しているものと思われる。

部分意匠と全体意匠とで出願の「方法・対象」がどのように異なるのかは、明確ではないが、類否判断において「意匠登録を受けようとする部分」以外の「[その他の部分]」の形態のみについては対比の対象とはしないと規定し^{*11}、「意匠登録を受けようとする部分」を中心に類否判断をすると解される。したがって、部分意匠は、「意匠登録を受けようとする部分」を類否判断の「要部」と指定した「出願形式」といえよう^{*12}。当該部分が要部でない場合は、他の部分に新規な特徴があっても当該部分意匠は意匠登録を受けることができないこととなる。

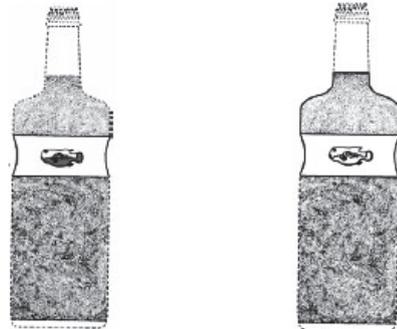
③意匠法3条の2における「意匠」

上記の解釈を裏付けることとして、意匠法3条の2についての基準がある。すなわち、「願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠」とは、「意匠登録を受けようとする意匠」(意6条)を意味すると解されるが、『意匠審査基準』では、「先願に係る意匠として開示された意匠」と言い換えられ、この「先願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか部分意匠であるか・・・を問わ」ないとしている((71.4.4.1)96頁)。そして、「71.4.2.2」意匠法第3条第1項第3号の規

●図2 包装用びん

公知の意匠
(意匠広報掲載の部分意匠)

部分意匠の意匠登録出願



定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例」事例1から事例6において、公知の意匠を先願に係る意匠として開示された意匠に読み替えて参照されたい。』((71.4.4.2)97頁)とされており、その事例4「包装用びん」[図2]では、先願意匠の破線部分(意匠登録を受けようとしな部分)について実線部分(意匠登録を受けようとする部分)とした後願意匠が意匠法3条の2に該当する事例として挙げられている。この『意匠審査基準』の解釈によれば、意匠法3条の2の先願意匠については、部分意匠でも、その「意匠登録を受けようとする意匠」(「先願に係る意匠として開示された意匠」)は、破線表現した形態を含めた当該意匠に係る物品全体の形態であり、当該「物品全体の意匠」と捉えているといえよう。

④『意匠審査基準』の部分意匠解釈(出願形式説)

以上の3点の『意匠審査基準』、すなわち、①部分意匠出願と全体意匠出願との間の意匠法9条10条の不適用、②意匠法3条1項の公知意匠(引用対比意匠)は「全体意匠」であること、③意匠法3条の2の部分意匠出願に係る意匠は「物品全体の意匠」とあるという基準は、部分意匠の「実存説」(部分意匠とは「物品の部分の形態」(意2条)であり、「物品の形態」である全体意匠と同等に実存するものと解する立場)からは理解できない点である。

これらの点を整合的に理解するためには、「出願形式説」によらねばならない。すなわち、部分意匠とは、出願に係る意匠は全体意匠であるが、類否判断において対比する部分(要部)を指定した出願形

式であり、実存する意匠は「物品全体の意匠」だけであると解釈する必要がある。

しかし、部分意匠の解釈は「実存説」が妥当と思われる。なぜならば、①意匠法9条および10条の運用には、ダブルパテントの問題があり、②部分意匠の類否判断における対比意匠は、素直に「部分意匠」（物品の部分の形態）と捉えるべきであり、③意匠登録を受けようとする意匠は「物品の部分の形態」と解され、部分意匠における破線部分については「意匠登録を受けようとする意匠」を構成するものではないからである*13。

*9 この運用解釈には、結果的にダブルパテントが生じる点を懸念して、多くの批判がある。例えば、吉原氏は、「部分意匠と全体意匠が類似と認められるときは、意匠法9条2項の適用が」と解していた（吉原前掲115頁）。加藤氏は、「意匠登録を受けようとする方法・対象が異なる出願」という表現は、なじみのないものであり、不明瞭さを免れず、これだけでは、説得力に乏しいといわざるを得ない。……部分意匠と全体意匠は、物品に関しては、同じレベルにあるというべきで、特許庁の『運用基準』には、賛同できない。」と述べている（加藤前掲219頁）。森本氏は、「部品意匠（完成品意匠の一種と観念される。）と部分意匠とが類似関係となる場合が生じるのは必然であり、そのような類似関係にある両意匠について、別個に登録をしてそれぞれに独立した意匠権を発生させることは、一物一権主義の原則に反することになるので、避けなければならないが、現行審査基準においては、両者は、出願形式が相違するとして、別個に独立して登録すべきものとされており、大きな問題点である。」と指摘する（『注解意匠法』〔森本敬司〕143頁）。青木大也氏は、「同じ意匠登録を受けようとする場合において、方法および対象を問題とするのは説明が難しい」と指摘する（青木大也「部分意匠の類否に関する一考察」同志社大学知的財産研究会編著『知的財産法の挑戦』〔弘文堂2013年202頁〕）。

*10 茶園成樹編著『意匠法』（有斐閣2012年）149頁～150頁。なお、同書の別の箇所でも、「物品の部分の形態である部分意匠の類否判断も、これまで述べてきた意匠の類否判断と同様である。ただし、部分意匠である出願意匠（あるいは登録意匠）と対比されるのは、公知意匠（あるいはイ号意匠）における、当該部分意匠の部分に対応する部分である。」と指摘する（同書117頁）。ここでも、「対応する部分」について「引用部分意匠」や「被告部分意匠（イ号部分意匠）」と認定していない。

*11 『意匠審査基準』（71.4.2.2.1）94頁。

*12 佐藤氏が、『意匠審査基準』の解釈を「要部タイプ」と呼ぶのは、このような捉え方を踏まえたものと思われる（佐藤前掲参照）。

*13 なお、部分意匠における破線部分については「先願に係る意匠として開示された意匠」ではないが、後願の意匠の出

願前すでに「先願において開示された意匠」である。したがって、すでに創作があったことが明らかなもので、後願の意匠については「新しい意匠を創作したものとすることはできないため」（『逐条解説』1013頁）、意匠法3条の2の趣旨から拡大解釈することは許されよう。この意味では、『意匠審査基準』の運用は妥当性があると思われる。また、中国専利法の同様の規定（専利法第23条1項抵触出願）の審査においては、「引留意匠において公告された専利書類の全内容を判断の根拠とし、・・・引留意匠において公告した専利書類に使用状態の参考図が含まれる場合、当該使用状態の参考図に保護を要求しない意匠を含めるとしても、これを係争専利と比較し、同一又は実質的に同一の意匠であるかを判断することができる。」（『専利審査指南』（JETRO日本語版訳）第4部分33頁）とされている。日本の運用も、「参考図」等において開示される意匠も含めることが検討されるべきであろう。

3) 「位置、大きさ、範囲」（位置等）の意義

①独立タイプと要部タイプ

平成10年改正により部分意匠制度が導入された当初から、部分意匠とは何かについて議論があった。それは、主に、部分意匠の類否判断において「破線で表した部分」を考慮すべきか否かの問題として議論されていた*14。しかし、この議論は、類否判断の手法に係るだけでなく、部分意匠の解釈や認識の相違に遡る問題と思われる*15。

佐藤氏は、部分意匠の権利侵害に係る類否判断において「見比べるもの」は何かという観点から整理して2つのタイプがあると指摘している。すなわち、「第一は、権利主張されている「部分」が使用されていれば、それがどのような部位に用いられていようと、権利範囲に入るとする立場（権利対象となっている「部分意匠」と、第三者の実施物品のそれに相当する部分だけを見比べる立場）、第二は、開示された図面を重視し、願書の図面に開示された部位と違う方法で使用された場合は、権利範囲に入らないと考える立場である。」とし、前者を「独立タイプ」、後者を「要部タイプ」と呼び、「問題は、物品全体と特定された部分との関係をどう解するか、という点に絞られる」と指摘している。

この独立タイプと要部タイプについては、「部分意匠の意匠権としての効力を定める場合、破線で現された部分との関連、例えば部分意匠の物品全体における位置、大きさ、範囲も考慮すべきかどうか

については積極説と消極説^{*16}とがあるとして、単に類否判断の方法問題であるかのように説明され場合もある。また、当該部分意匠の内容(創作的寄与)に応じてタイプが分かれるものであるとの指摘もある^{*17}。たしかに、類否判断における「位置等」の評価に関して端的に問題となるとはいえ、根本的には、類否判断において「見比べるもの」は何かという点において異なる2タイプであり、部分意匠そのものの解釈の相違と捉える必要がある。

②本質的な相違

佐藤氏は、アメリカの制度を参照しつつ、日本の部分意匠についても「独立タイプの考え方が自然な解釈である」と解する^{*18}。アメリカの実務では、「破線で描かれた部分は、説明目的(illustrated purposes)のための表現であって、クレームの範囲には入らないという内容をdescriptionに記載することによって、そのような破線利用が認められる。」¹⁹のであり、このような実務解釈が独立タイプである。独立タイプの解釈は、部分意匠の「構成」(部分意匠として対比される部分)に破線部等を含まないことがポイントである。したがって、部分意匠について全体意匠と同等に独立して現実的に存在(実存)すると捉えるもので、実存説と同様に解するといえよう。

これに対して、「要部タイプ」の考え方は、「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」は、当該部分の位置、大きさ、範囲を特定するための「不可欠の要素と位置づけている」²⁰のであり、「要部タイプ」の考え方によると、意匠の権利は物品によって区切られることを前提としている²¹とされる。ただ、一方、部分意匠制度は、「物品全体を願書の図面に示し、最も特徴的な部分を権利化するという」²²制度であり、「創作に際して最も注意が払われた特定部分を「権利の中心」として願書」に示し、「要部」として審査される²³ことを企図したものである。したがって、要部タイプの考え方は、「破線で描かれた部分は権利範囲と関係ない部分であるとしておきながら、権利範囲認定の際に破線で描かれた位置関係を考慮するという、矛盾した」²⁴面を有する²⁵。

要部タイプは、「部分意匠の権利は物品によって区切られる」ものであると解するが、この点を、部分意匠の存在とは何かという観点から見ると、要部タイプでは、部分意匠は「物品によって区切られる」ものと解しているといえよう。前記のように『意匠審査基準』でも、部分意匠の意匠権について、「権利の客体となる意匠に係る物品は、当該グリッ部分を含む「カメラ」である」と解していた²⁶。

したがって、要部タイプの考え方は、結局、「出願形式説」と思われる。すなわち、実存するのは「物品に係る意匠」(全体意匠)だけであり、部分意匠とは、全体意匠のうち「特徴的な部分(要部)」を指定し、当該部分を「要部」として審査を受けようとする「出願形式」であるとの考え方である²⁷。

『意匠審査基準』が、部分意匠の認定・類否判断において「位置等」が考慮されることを規定し、通説としては、要部タイプが優勢であるとの解説が多い²⁸。しかし、要部タイプと独立タイプの対立は、単に部分意匠の類否判断における「位置等」の解釈問題にとどまらず、部分意匠の本質的解釈に遡って検討する必要がある。要部タイプは、部分意匠の実存(例えば、公知意匠に含まれる部分意匠の現実的な存在)を否定し、部分意匠について、「意匠登録を受けようとする部分(要部)を指定した出願形式」と解するものである。しかし、「出願形式説」は、部分意匠の定義からみて妥当でないばかりか、部分意匠創作の実態にも合致せず、疑問である。

③部分意匠における「位置等」の意義

ここで注意すべきは、「独立タイプ」(実存説)は、破線部分を全く無視するものではない点である。佐藤氏は、アメリカの実務[図3]に関して、「パンプ(ふくらみ)の大きさが開示図面のように5センチ程度のものでなく、20センチ程度に拡大されて靴の側面に用いられた場合に、独立タイプの考え方でも解決策が分かれる可能性がある²⁹。」³⁰と述べている。

吉原氏は、「破線で表した部分の意義」については、「どのような形状、模様、色彩であってもよいというのが原則であるが、全く無意味ではなく、部分意

●図3 靴の背面図（かかと側）



図1
アメリカデザイン・パテント
Des. 395, 347

匠の位置と大きさを決めていると考えられる。…破線で表示された部分も、部分意匠の範囲を定めるに当たって、決して無関係ではないのである。」*26と指摘している。これは、一見すると、要部タイプと解される*27。しかし、吉原氏は、部分意匠の制度趣旨を「物品の一部であっても、そこに意匠としてのまとまり、つまり「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」があれば、意匠登録を認めてもよい。したがって、意匠登録を対象を物品全体に限るのか、それとも物品の部分についてもこれを認めるのかは、意匠の本質にかかわることではない。そこで、創造的なデザインを広く保護するという見地から…改正意匠法は部分意匠の登録を認めたものである。」*28と説明している。すなわち、吉原氏は、部分意匠について、全体意匠と本質的に同等の存在と解している。そして、「部分意匠の出願をした場合、公知の部分意匠と同一又は類似である場合は意匠法3条1項で…拒絶される。その部分意匠を含む全体意匠が公知である場合にも、同様に拒絶される。」*29と指摘するように、吉原氏は、部分意匠が現実的に存在(実存)するものであり、全体意匠に部分意匠が包含される関係にあり、意匠法3条1項や意匠法23条の類否判断において、対比されるのは「部分意匠」同士であると解している。このような吉原氏の部分意匠解釈は、独立タイプに分類されるべきものであり、実存説といえる。

したがって、独立タイプ(実存説)であっても、類否判断において、「位置等」を全く無視するものではない。「位置等」の評価についてのみならば、「実存説」と「出願形式説」の差は、程度問題と解することもでき、両説によって、大きな相違がないように

思われる。しかし、その類否判断の根底には、部分意匠に関する本質的な解釈の相違がある。出願形式説(要部タイプ)では、「位置等」は、部分意匠の必須の「構成」ともいえる。これに対して、実存説(独立タイプ)では、「位置等」は、部分意匠の「構成」ではない。部分意匠の破線部は、全体意匠の出願において6面図(必要図)に記載された「物品の形態」以外のもの、例えば「参考図」等に記載された内容と同等に評価すればよいものと思われる。

斎藤氏は、「破線部で描かれた形状が意匠を構成しないものであり、類否判断の場において直接対比の対象となるものではなく、「対比される「意匠」そのものではない」と解し、これを踏まえ、「破線で描かれた形状は、実線で描かれた部分の形状が物品のどのような部分であるかを特定する役割を担っているものである。したがって、破線で描かれた部分は、当該実線で描かれた部分の形状が物品のどのような部分であることを示す限りにおいて、意義を有するもの」であり、「破線部の記載は、あくまでも、当該部分意匠がどのような部分であるかという、その部分を意味づける資料にとどまる」と指摘している*30。このような指摘は、部分意匠を実存するものとして捉えることによって十分理解できると思われる。

また、部分意匠の類否判断において、「位置等」を過大評価すべきではないとの指摘が多い。これらは、部分意匠制度の趣旨を踏まえ、過大評価を警戒する指摘である。例えば、竹田氏は、「類否判断の際にこれらの要素の相違を重視しすぎると、制度導入の趣旨を没却することにもなりかねないため、特許庁及び裁判所における慎重な判断が望まれる。」と指摘する*31。松尾氏も、「部分の位置、大きさ、範囲の取扱いについては、特に分析的に運用されてはならない」と指摘する。すなわち、「部分意匠が独創性の高い極めて特徴のある意匠であるとき、その視覚的・心理的なインパクトは、物理的な「位置、大きさ、範囲」において、創作性の低い意匠とは、異なる評価が下されてよいと思われる。「位置、大きさ、範囲」の異同は一目瞭然であるだけに、これ

に頼りやすいともいえる。審査基準にあげられた判断要素を一つ一つ分析的に捉え、部分意匠の運用を誤まらないようにすべきである。」と指摘している*32。これらの指摘は、「部分の形態」そのものが起こさせる「美感」が保護されるべきとの指摘であり、「部分の形態」そのものについて意匠創作を認める議論と思われる。この指摘に沿うためには、「部分の形態」のみを部分意匠の「構成」として認定し、破線部の形態や位置等については、「その部分を意味づける資料にとどまる」（斎藤）と捉えること、すなわち、部分意匠を実存説（独立タイプ）で捉えることが必要と思われる。

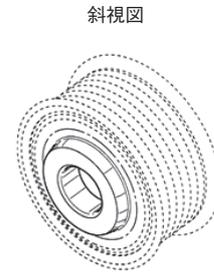
④「位置等」に関する裁判例

裁判例では、一般論としては「位置等」を考慮すべき旨説示されていることが多い。例えば、①大阪高判平成23.3.28「マンホール蓋用受枠」（平22(ワ)10014）では、「部分といっても、あくまでベースとなった物品の形状全体との関係における部分であるから、部分意匠の形態のみならず、物品全体の位置、大きさを勘案しながら部分意匠の類似の範囲を判断すべきである。」と説示している。また、②知財高判平成25.6.27「遊技機用表示灯」（平24(行ケ)10449）では、「部分意匠は物品の部分であって、部分意匠に係る部分だけで完結するものではなく、部分意匠に係る部分の形状等と並んで部分意匠に係る物品との関係がその創作性判断又は類否判断に影響を及ぼすものであるから、部分意匠においては、その考慮に当たり、部分意匠に係る部分の形状等とともに、部分意匠に係る部分の物品全体における部分意匠に係る部分の位置、大きさ及び範囲がどのようなものであるかとの観点を離れることはできない。そして、部分意匠の位置等を確定するに当たっては、破線によって具体的に示された位置等を参酌することになる。」と説示されている。

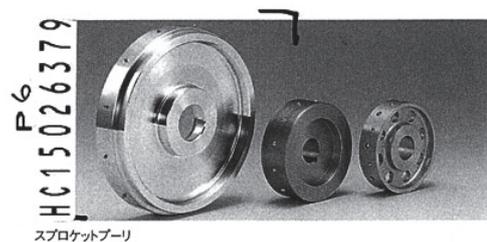
そして、『意匠審査基準』では、「位置等」の共通点及び差異点が部分意匠の類否判断に与える影響について、「当該意匠の属する分野においてありふれた範囲のものであれば、ほとんど影響を与えない」

●図4 知財高判平成19.1.31「プーリー」平成18（行ケ）10318

〈類似意匠〉



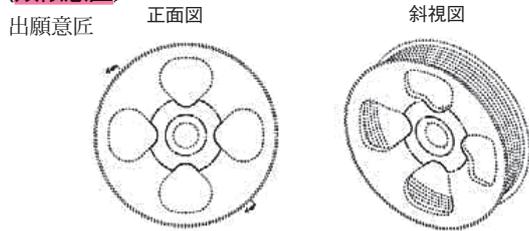
〈引用意匠〉



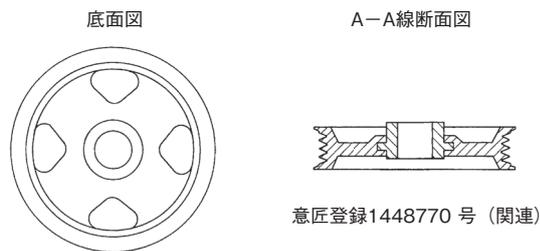
としている*33。これと同様に、2つの「プーリー」事件では、「破線によって具体的に示される形状等は」、(1)「意匠登録を受けようとする部分を表すため、当該物品におけるありふれた形状等を示す以上の意味がない場合」もあれば、(2)「当該物品における特定の形状等を示して、その特定の形状等の下における意匠について、意匠登録を受けようとしている場合」もあると説示している。この一般論を踏まえて、③知財高判平成19.1.31「プーリー」（平18(行ケ)10318）【図4】では、「破線部の形状等や部分意匠の内容等に照らし、通常考え得る範囲での位置等の変更など、予定されていると解釈し得る位置等の差異は、部分意匠の類否判断に影響を及ぼすものではない。」とし、両意匠は類似すると説示した。一方、④知財高判平成19.1.31「プーリー」（平18(行ケ)10317）【図5】では、「本願実線部分は、ディスク部に凹陷部を有するプーリーにおいて、ディスク部の凹陷部の底面に位置するものであるのに対し、本件相当部分は、ディスク部に凹陷部を有しないプーリーにおいて、全面が平坦なディスク部の略中央部分に位置するものであるから、本願実線部分と本件相当部分の位置には、差異がある」ことから、「位置等」の差異を評価して、両意匠は類似しないと説

●図5 知財高判平成19.1.31「プーリー」
平成18（行ケ）10318 10317

〈類似意匠〉



〈引用意匠〉



示している。

しかし、④「プーリー」事件(平18(行ケ)10317)以外では、「位置等」の差異が評価された裁判例はほとんどない。そして、②知財高判平成25.6.27「遊技機用表示灯」では、前記説示に続けて、「しかしながら、このように、部分意匠に係る部分及び物品の各用途若しくは機能並びに部分意匠に係る物品における部分意匠に係る部分の位置、大きさ及び範囲を参酌することを要するとしても、それらは部分意匠の創作性判断又は類否判断において参酌すべきことをいうにすぎないのであり、これらを部分意匠の構成それ自体に含めることは、その使用の目的に応じて適宜選択、変更するにすぎないとして意匠登録を受けないとしていた部分意匠に係る部分を、実質的には部分意匠に取り込むことになり、部分意匠登録出願の趣旨に反し、構成の特定方法としては相当でない。」と説示している点が重要である。同様に、⑤大阪地判平成25.9.26「遊技機用表示等」(平23(ワ)14336)でも、「部分意匠の構成の特定そのものにまで位置、大きさ及び範囲を取り込むことは、部分意匠の制度趣旨に反して相当ではない。」との説示がある。【図4・5】の「プーリー」事件でも、「破線で示された部分の形状等が、部分意匠の認定において、意匠を構成するものとして、直接問題とされる

ものではない」ことが「位置等」の評価の前提として説示されている。いずれの裁判例でも、「位置等」が部分意匠の「構成」には含まれないと説示されている点が重要である*34。この説示のような理解は、部分意匠について「実存説」的に解釈しているものといえよう。

なお、前記④「プーリー」事件について再度検討するに、この判決では「位置等」の差異を評価して非類似と判断したが、両意匠の類否判断のまとめとして以下のような説示がある点が注目される。すなわち、「本願実線部分は、外周縁部に等間隔で位置する四箇所の略弧状の切り欠き部を有する平坦なドーナツ状の部分であり…本願実線部分は、上記のとおり、ディスク部に凹陷部を有するプーリーにおいて、ディスク部の凹陷部の底面に位置するものとして、一定のまとまりがあり、美感を生じさせる形状等からなる部分ととらえることができ、本願実線部分は、その内容に照らし、それと相いれない、ディスク部に凹陷部を有しないプーリーに位置するものを予定していないと解するのが相当である。また、本願実線部分の外周縁部に等間隔で位置する四箇所の略弧状の切り欠き部も、視覚的に想定し得る凹陷部底面の円周の切り欠き部として、その形状を認識することができるのに対し、本件相当部分は、ディスク部全面の平坦部における略中央部分というものであり、本件相当部分と他の部分とを直ちに視覚的に区別するものがなく、四個の透孔による切り欠き部についても、どの範囲の切り欠きであるかを直ちに視覚上認識することはできない。そうすると、本願実線部分と本件相当部分との間に存在する位置の差異によって、本願意匠と引用意匠は、看者に対して、全く異なった美感を与えるものというほかない」との説示がある。

この説示では、最後に「位置の差異によって…異なった美感を与えるもの」としている。しかし、その前段では、「本願実線部分は、…一定のまとまりがあり、美感を生じさせる形状等からなる部分ととらえることができ」、「切り欠き部も、視覚的に想定し得る凹陷部底面の円周の切り欠き部として、その

形状を認識することができる」のに対し、引用意匠の「本件相当部分は、本件相当部分と他の部分とを直ちに視覚的に区別するものがなく」、すなわち明確な「一定のまとまり」がなく、「切り欠き部についても、どの範囲の切り欠きであるかを直ちに視覚上認識することはできない」ものであると説示している。これは、本願意匠の構成が「ドーナツ形状」であるのに対し、引用意匠の相当部分は、「ドーナツ形状」と視認できないということである。本願意匠の一点鎖線は、単に範囲を示す線ではなく、凹陷部の境界を表す線であり、現実的に視認される「構成」（視覚的に想定し得る凹陷部底面の円周）を表すものと評価される。したがって、本願意匠の構成は、一点鎖線で表される境界を含めて認定されるドーナツ形状となる。これに対して、引用意匠は、全体が平坦面であって「視覚的に区別するものがなく」、本願意匠の「円周」形状に相当する構成が認定できず、本願意匠のドーナツ形状に相当する部分意匠を視認することができない。したがって、両意匠は、「位置等」の差異からではなく、この「構成」の差異から異なる美感を起ささせるものであり、類似しないと判断されるべきものと思われる*35。

そもそも、本願部分意匠と対比される引用意匠(部分意匠)は、公知製品において現実的に視認されるべきものであり、公知製品の全体意匠の一部として存在しており、部分意匠として実存しているものでなければならない。次にみるように、ほとんどの裁判例において、出願意匠や登録意匠と対比する部分意匠(被告意匠や引用意匠)として、製品の一部に実存する部分意匠を認定しているのである。

*14 当初の代表的議論としては、吉原前掲、佐藤前掲がある。他に、社団法人日本デザイン保護協会『意匠権活用実態海外調査及び研究のための委員会 報告書』(1999年3月)田村善之『知的財産法〔初版〕』(有斐閣1999年)。田村氏は、「物品細分化型」と「特徴記載型」に分け、後者を支持する(〔第5版〕(2010年)375頁)。

*15 佐藤氏も、「この制度の導入は、伝統的な意匠法の枠組み全体を見直すような、大きな影響を与えるものと解し得る。なぜなら、後述のように、全体観察を重視していた権利侵害の基準を根本から考え直す立場が主張される可能性があるからである。」(佐藤前掲689頁)と指摘している。この

点は、部分意匠における「物品」の意義に関連して検討したい。

- *16 竹田前掲643頁
- *17 例えば、青木氏は、「部分意匠を2つのタイプ、すなわち、①部品と同様に部分自体に創作的寄与がある部分意匠、②配設関係に創作的寄与のある部分意匠に分けて、類否判断の基準について」論じている(青木博通「タイプ別部分意匠類否論」DESIGNPROTECT(2001)No.50 Vol.14-3 8頁)。
- *18 佐藤前掲693頁
- *19 佐藤前掲693頁
- *20 佐藤前掲690頁
- *21 佐藤前掲693頁
- *22 『意匠審査基準』(71.4.2.2.1)92頁
- *23 佐藤氏は、「要部タイプ」の考え方が妥当でない理由として、破線で描かれた部分を考慮するという矛盾とともに、「特徴記載制度を重複して導入した理由がないこととなる」と指摘している(佐藤前掲693頁)。
- *24 例えば、竹田氏は、「特許庁の運用基準は、…積極説の考えに立つ類否判断基準を採用したものである。」と指摘する(竹田前掲〔4版〕503頁、〔5版〕643頁)。同旨指摘として、加藤前掲227頁。
- *25 佐藤前掲692頁
- *26 吉原前掲117頁。なお、例示として、「Tシャツの左胸に小さくマークを附すのと、同じマークを前面いっぱい大きく附すのとでは、図柄として全く異なる」と述べている。この例示によれば、吉原氏も、部分意匠の類似について、佐藤氏の「パンプ」の事例の解釈と略同様に解しているといえよう。
- *27 例えば、竹田氏は、「積極説と消極説が考えられる(吉原省三・前掲117頁は前説に立ち、佐藤恵太「部分意匠の権利範囲に関する覚書」牧野判事退官記念論集693頁は後説(独立タイプ)の考え方が自然な解釈であるとしている)」と記している(竹田前掲〔5版〕643頁)。
- *28 吉原前掲110頁
- *29 吉原前掲114頁
- *30 斎藤瞭二「部分意匠二三の問題」『知的財産権その形成と保護—秋吉稔弘先生喜寿記念論文集—』(新日本法規出版2002年)613-615頁参照。なお、「それは、当該部分の形状の美的価値を左右する範囲で考慮すべきものである。」との指摘も注目される。
- *31 竹田前掲〔5版〕643頁
- *32 松尾和子「意匠制度110周年と改正意匠法の意義」(特許研究28号1999)7頁
- *33 『意匠審査基準』(71.4.2.2.1)92-94頁参照。
- *34 ②知財高裁「遊技機用表示灯」事件では、「位置等」のみならず「部分意匠に係る部分及び物品の各用途若しくは機能」についても、部分意匠の「構成それ自体」に含まれないと説示されている点も注目される。部分意匠における「物品」「用途・機能」の意義については、後に検討する。
- *35 部分意匠の認定における「範囲」と「構成」の区別、および「一点鎖線」の意味等については、拙稿「[角度調整金具]事件にみる部分意匠の特定」(特技懇No.267 2012 77頁)参照。

(つづく)